

No. 1370 (2026. 8.18)

米英仏における政治資金監督・規制機関

はじめに

I アメリカ

1 構成

2 権限

II イギリス

1 構成

2 権限

III フランス

1 構成

2 権限

おわりに

キーワード：独立機関、第三者機関、収支報告書、監査、公的助成、連邦選挙委員会、選挙委員会、選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会

- 本稿では、アメリカ、イギリス及びフランスの政治資金監督・規制機関の組織構成、権限等を紹介する。
- アメリカでは「連邦選挙委員会」が、フランスでは「選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会」が政治資金の監督を、イギリスでは「選挙委員会」が政治資金の規制を担っている。いずれも独立機関であることが特徴である。
- 政治資金の透明性や、国民からの信頼を確保するため、いずれの機関も収支報告書等のオンラインでの公表に精力的に取り組んでいる。また、監査を実施したり罰金制裁を科したりといった権限を行使することができる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 あだち りさ 足立 里紗

第 1 3 7 0 号

はじめに

我が国では、政治資金パーティー収入の不記載問題を受け、令和 6（2024）年の 6 月と 12 月に政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）が改正された。それとともに「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」（令和 7 年法律第 3 号）が成立し、国会に「政治資金監視委員会」を設置することや、同委員会の組織構成、任務、権限等について定められ、今後、必要な法律の整備等が行われることとなった。

本稿では、政治資金監視機関の制度設計をめぐる議論に資するため、主要国のうち、独立機関が政治資金の監督・規制を行っているアメリカ、イギリス及びフランスを取り上げ、各機関の組織構成、権限等について紹介する。

I アメリカ

アメリカにおける政治資金監督機関は、「連邦選挙委員会（Federal Election Commission: FEC）」である¹。FEC は、「1971 年連邦選挙運動法（Federal Election Campaign Act of 1971, P.L.92-225: FECA）」の 1974 年改正によって設立された連邦の独立行政委員会である²。

1 構成

FEC は、大統領に任命され、上院に承認された 6 名の委員で構成される。委員の任期は 6 年（再任不可）で、2 年ごとに 2 名ずつ交代する。委員には職務専念義務があり、兼職は禁じられている。また、委員の互選により、委員長及び副委員長が選出される。いずれも任期は 1 年で、かつ委員の任期中に 1 度のみ務めることができる³。

委員の内訳については、「同一政党に所属する者は 3 名を超えてはならない」と規定されている。また、委員の交代及び委員長・副委員長の選出に際し、当該 2 名は同一政党に所属してはならないとされている⁴。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 15 日である。また、邦貨換算は、2026 年 7 月分の報告省令レートにより、1 ドル＝158 円、1 ポンド＝213 円、1 ユーロ＝185 円として、適宜四捨五入を行った。各国の政治資金制度については、佐藤令「米英独仏の政治資金制度 第 2 版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1290 号、2024.8.27. <<https://doi.org/10.11501/13735249>> を参照した。

¹ 以下、FEC については大曲薫「アメリカ連邦選挙委員会（FEC）の組織と機能—政治資金監督機能の強化を中心に—」『レファレンス』683 号、2007.12, pp.5, 79-101. <<https://doi.org/10.11501/999697>> を参照した。

² “About.” FEC website <<https://www.fec.gov/about/>>; “Mission and History.” *ibid.* <<https://www.fec.gov/about/mission-and-history/>> 独立行政委員会とは、大統領から政治的に独立の地位にある合議制の機関である（高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第 5 版』有斐閣、2016, p.1012. 「独立規制委員会」の項を参照）。

³ 52 U.S.C. §30106(a). ただし、既に任期満了を迎えた委員であっても、後任者が就任するまでは引き続き委員を務めることができる（52 U.S.C. §30106(a)(2)(B)）。

⁴ 52 U.S.C. §30106(a)(1), (2), (5). ただし、2026 年 7 月現在、FEC の委員は民主党系の委員長 1 名と民主党系の委員 1 名の計 2 名のみとなっており、法律で規定された組織構成とは大きく異なっている（“Leadership and structure.” FEC website <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/>>）。これは 2025 年、ドナルド・トランプ（Donald Trump）氏が大統領に再び就任してから、共和党系委員 3 名、民主党系委員 1 名が辞職や解任により欠員となったためである。なお、トランプ大統領は同年 2 月、エレン・L・ワイントラブ（Ellen L. Weintraub）委員長（当時）へ解任通知書を送付したが、大統領は解任権を有しておらず、違法行為であると指摘された。Aaron Navarro, “Democratic FEC Chair Ellen Weintraub says Trump fired her. She says it's not legal,” 2025.2.7. CBS NEWS website <<https://www.cbsnews.com/news/democratic-fec-chair-ellen-weintraub-trump-fired-her/>>

FEC の職務及び権限行使に関する全ての意思決定は、原則として委員の過半数の賛成により行われることになっている⁵。委員の党派別構成に鑑みると、合意に至るには高いハードルが課せられていることになるが、超党派的な意思決定を促進するため、こうした仕組みが設けられた⁶。

この 6 名の委員を補佐するために、法務審査局（Office of General Counsel）、事務局（Office of the Staff Director）及び最高財務責任者室（Office of the Chief Financial Officer）が置かれている⁷。法務審査局は、①予算や人事などの管理業務をつかさどる管理担当副局長、②法務の監督をつかさどる法務担当副局長、③法令違反に関する調査や和解に向けた交渉等、FECA の執行をつかさどる執行課、④執行課で和解に至らなかった事案を含め、訴訟をつかさどる訟務課、⑤FECA の解釈等に関する助言等を行う政策課、の 5 つの組織ユニットで構成されている⁸。

事務局は、局長のほかに、①経営管理担当次長の下に置かれる管理課、秘書課、人事課、②最高情報責任者室（Office of the Chief Information Officer）の下に置かれるエンタープライズアーキテクチャ⁹課、運用サポート課、データベース管理課、③法令遵守担当次長の下に置かれる会計監査課、収支報告分析課、行政反則金審査課、法定外処理課、④コミュニケーション担当次長の下に置かれる議会・立法・政府間問題室、情報提供課、情報公開・メディア関連課、⑤最高情報セキュリティ責任者、⑥雇用機会均等担当課で構成されている¹⁰。政治資金収支報告書の監査や、政治資金関係のデータベースの構築及びデータの公開等は事務局が管轄している。

2026 年 1 月 12 日時点の FEC の職員数は 249 人¹¹で、2026 会計年度の歳出予算額は 8085 万 7000 ドル（127 億 7541 万円）、2027 会計年度の予算要求額は 8783 万 7000 ドル（138 億 7825 万円）である¹²。

2 権限

FEC の使命は、透明性を提供すること並びに FECA を公正に執行及び運用することにより、連邦の選挙運動資金の流れにおける健全性を保護することである。その任務は、①連邦選挙に影響を与えるために調達及び支出された資金の公開、②連邦選挙に影響を与えるための寄附及

⁵ 52 U.S.C. §30106(c). 連邦選挙委員会議事規則 B 条及び L 条によると、議事の定足数は 4 名とされている（“Rules of Procedure of the Federal Election Commission Pursuant to 2 U.S.C. 437c(e).” FEC website <https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/directive_10.pdf>）。規則の制定や、後述する助言的意見の公表、会計監査、法執行等を行うには、少なくとも 4 名の委員の賛成が必要である（FEC, “Agency Financial Report Fiscal Year 2025,” 2025.12.18, p.93. <<https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/FEC-FY-2025-Agency-Financial-Report.pdf>>）ため、委員が 4 名に満たない場合、FEC が講ずることのできる措置は限定される。FEC は 2008 年及び 2019 年にも委員が 4 名を下回り、事実上閉鎖に追い込まれた。Dave Levinthal, “Federal Election Commission to effectively shut down. Now what?” August 26, 2019. Center for Public Integrity website <<https://publicintegrity.org/politics/federal-election-commission-fec-to-effectively-shut-down/>>

⁶ “Leadership and structure,” *op.cit.*(4)

⁷ “FEC offices.” FEC website <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/fec-offices/>>

⁸ “Office of General Counsel.” FEC website <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/fec-offices/office-of-general-counsel/>>

⁹ エンタープライズアーキテクチャの定義については、44 U.S.C. §3601(4)を参照。

¹⁰ “Office of the Staff Director.” FEC website <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/fec-offices/office-of-the-staff-director/>>

¹¹ “Federal Election Commission Plan for Agency Operations in the Absence of the Fiscal Year 2026 Appropriation,” 2026.1, p.3. FEC website <<https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/FY-2026-Shutdown-Plan-as-of-01-29-2026.pdf>> FEC は長年にわたり職員の減少に悩まされている。2024 年 10 月から 2025 年 12 月の間に 52 人の職員が退職したことで、数多くの知識や経験が失われたという。FEC, *op.cit.*(5), p.76.

¹² FEC, “FISCAL YEAR 2027 DRAFT CONGRESSIONAL BUDGET JUSTIFICATION,” 2026.4.3, p.16. <<https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/fy27-fec-congressional-budget-justification.pdf>>

び支出に関する規制、③大統領選挙の選挙運動への公費助成、の3つに大別される。FECの監督対象は、下院議員、上院議員、大統領及び副大統領（候補者を含む。）の選挙運動の資金調達である¹³。なお、アメリカにおいては、選挙運動資金の調達や支出等は政治委員会（political committee。我が国における「政治団体」に相当する。）を通じて行わなければならない¹⁴。

（1）連邦選挙に影響を与えるために調達及び支出された資金の公開

FECは、政治委員会から受理した収支報告書を処理してデータベース¹⁵に登録し、検索が可能な形で公開する¹⁶。紙媒体で提出されたものは受領後48時間以内、電子的に提出されたものは24時間以内にウェブサイトに掲載しなければならないとされている¹⁷。

（2）連邦選挙に影響を与えるための寄附及び支出に関する規制

具体的には、a. FECAを運用するという役割の一環としての規則の制定¹⁸、b. 特定かつ実際の状況におけるFECAの適用に関する質問への公式回答である「助言的意見」(Advisory Opinion)の作成及び公表¹⁹、c. FECAの執行等を指す。

b. は、寄附の受領や選挙資金の支出等、法令解釈を必要とする質問に回答することを指す。助言的意見が請求されると、当該質問が公表され、それに対する意見募集が行われる。また、法務審査局の政策課が回答案を起草する。当該回答案も一般に公開され、意見募集が行われた後、FECの会合で審議される。4名以上の委員が回答案への賛成票を投じると、助言的意見が公表される。請求の受理後60日以内に回答することが義務付けられているが、FECは、重要かつ時間的制約のある特定の請求に関しては、30日以内に回答するように努めている。助言的意見に関して条件を満たした者には、一定の法的保護が提供される²⁰。

c. は、会計監査の実施や制裁金を科すといった制裁をFECが行うことを指す²¹。その背景には、独立の行政機関であるFECが、選挙資金を徹底的に公開し、規制違反には制裁を科すことによって、違反が刑事上の犯罪となることを防ぐという思想があるとされる。このことから、アメリカにおける選挙資金規制の軸は、刑事上の執行の専属管轄権を有する司法省ではなく、それ以外の執行の専属管轄権を有するFECが担うとされている²²。

¹³ “Mission and History,” *op.cit.*(2)

¹⁴ 52 U.S.C. §30102.

¹⁵ 1977年から現在までのデータが登録されている。“Public Records.” FEC website <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/fec-offices/communication-offices/#public-disclosure-and-media-relations-division>>

¹⁶ “Reports Analysis Division.” FEC website <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/fec-offices/compliance-of-fices/#reports-analysis-division>>; “Campaign finance data.” *ibid.* <<https://www.fec.gov/data/>>

¹⁷ 52 U.S.C. §30104(a)(11)(B). FECの事務所でも閲覧できるようにしている。

¹⁸ “Regulations and rulemakings.” FEC website <<https://www.fec.gov/legal-resources/regulations-and-rulemakings/>>

¹⁹ “Advisory opinions.” FEC website <<https://www.fec.gov/data/legal/advisory-opinions/>> 1975年以降の助言的意見及び1990年以降の関連文書（意見の請求書、草案、パブリックコメント等）はFECのウェブサイトで検索することができる。

²⁰ 52 U.S.C. §30108; “The advisory opinion process.” FEC website <<https://www.fec.gov/legal-resources/advisory-opinions-process/>>; “Associate General Counsel for Policy.” *ibid.* <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/fec-offices/office-of-general-counsel/>> ①当該助言的意見に関する特定の取引又は活動に関与する者、又は②当該取引又は活動と重要な要素において区別が付かない取引又は活動に関与する者が、当該意見に従って誠実に行動した場合、FECA及び大統領選挙運動資金に関する法律（合衆国法典第26編第95章及び第96章）に規定される制裁の対象にならない。

²¹ “Enforcing federal campaign finance law.” FEC website <<https://www.fec.gov/legal-resources/enforcement/>>

²² 大曲 前掲注(1), p.91; “Commission approves Memorandum of Understanding between the FEC and Department of

収支報告書が提出されると、まず報告書の詳細な審査が行われる。その結果、報告書に不記載若しくは虚偽記載又は明らかな違法行為（上限額を超過した寄附等）が確認された場合、完全な情報の開示や、政治委員会による自主的な法令遵守を促すため、FEC は政治委員会に対して「追加情報請求書（Request for Additional Information: RFAI）」²³を送付する²⁴。それでもなお、FECA の実質的な遵守に関する基準を満たしていないと思われる場合や、その他のプロセスで法令違反の疑いが発覚した²⁵場合には、会計監査（Audit Program）²⁶が実施される。

報告書の提出の遅滞又は未提出に対しては、行政反則金（administrative fine）が科される。政治委員会が期限内に報告書を提出しなかったことについて「信じるに足る理由」（“Reason to Believe”）があると判断した場合、FEC はその所見及び反則金の額を当該政治委員会に通告する。通告を受理した政治委員会は、40 日以内に反則金を支払うか、又は異議申立てを行うことができる。異議申立てが却下された場合、当該政治委員会は、30 日以内に反則金を支払うか、又は連邦地方裁判所に審査を請求することができる²⁷。行政反則金制度を導入したことで、報告書の提出の遅滞及び未提出の件数は減少し、適時の報告による選挙資金の透明化が促されているという²⁸。

このほかに「裁判外紛争解決手続」（Alternative Dispute Resolution）²⁹という手続もあり、こうした行政上の執行手続を経ても解決に至らない場合、FEC は連邦地方裁判所に執行訴訟を提起することができる³⁰。

（3）大統領選挙の選挙運動への公費助成

大統領選挙の候補者のうち一定の要件を満たすものは、予備選挙及び本選挙において、連邦政府の資金を受領することができる³¹。この制度を管理運営するため、FEC は、候補者からの

Justice,” April 27, 2023. FEC website <<https://www.fec.gov/updates/commission-approves-memorandum-of-understanding-between-the-fec-and-department-of-justice/>>

²³ 報告書の修正や追加情報の提供を求めるもの。“Request for Additional Information (RFAI).” FEC website <<https://www.fec.gov/help-candidates-and-committees/request-additional-information/>>

²⁴ “Reports Analysis Division,” *op.cit.*(16)

²⁵ 法令違反の疑いが発覚する契機としては、報告書の詳細な審査以外に①告発（誰でも行うことが可能）、②他の政府機関からの照会、③個人又は団体からの申告、がある。“Enforcing federal campaign finance law,” *op.cit.*(21)

²⁶ 寄附に関する制限や禁止事項、開示要件等について、遵守状況が検証される。詳細は、FEC, “The FEC Audit Process: What To Expect,” 2012.2. <https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/audit_process.pdf> を参照。FEC のウェブサイトでは、監査結果を検索することができる。“Audit Reports.” FEC website <<https://www.fec.gov/legal-resources/enforcement/audit-reports/>> ただし、FEC は銀行口座を調査する権限までは有しておらず、提出された報告書を額面通りに受け取るしかない、と指摘されている（Rebecca Davis O’Brien, “George Santos Reveals One Truth: It’s Easy to Abuse Campaign Finance Laws,” *New York Times*, Dec 2, 2023.）。

²⁷ “Administrative fines.” FEC website <<https://www.fec.gov/legal-resources/enforcement/administrative-fines/>> 政治委員会が反則金の支払いに応じない場合、FEC は当該案件を連邦財務省に移管することができる。“Office of Administrative Review.” *ibid.* <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/fec-offices/compliance-offices/#office-of-administrative-review>> 連邦財務省は、手数料を加算した上で未払いの反則金を徴収する。“Collection of unpaid fines.” *ibid.* <<https://www.fec.gov/legal-resources/enforcement/administrative-fines/#collection-of-unpaid-fines>> なお反則金の額は、算定式により機械的に算出される。“Calculating administrative fines.” *ibid.* <<https://www.fec.gov/legal-resources/enforcement/administrative-fines/calculating-administrative-fines/>>

²⁸ FEC, “FISCAL YEAR 2025 CONGRESSIONAL BUDGET JUSTIFICATION,” 2024.3.11, p.38. <<https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/fy25-fec-congressional-budget-justification.pdf>>

²⁹ 当事者間の合意により、問題を解決する一連の手続のこと。案件を迅速に、低コストで処理することを目的とする。“Enforcing federal campaign finance law,” *op.cit.*(21); “Alternative Dispute Resolution.” FEC website <<https://www.fec.gov/legal-resources/enforcement/alternative-dispute-resolution/>>

³⁰ “Court cases.” FEC website <<https://www.fec.gov/legal-resources/court-cases/>>

³¹ “Public funding of presidential elections.” FEC website <<https://www.fec.gov/introduction-campaign-finance/understanding-ways-support-federal-candidates/presidential-elections/public-funding-presidential-elections/>>

資金受領申請の審査、受領額の算定、資金を受領した全ての候補者の政治委員会の会計監査等を担っている³²。

Ⅱ イギリス

イギリスにおける政治資金規制機関は、「選挙委員会（Electoral Commission）」である。選挙委員会は、「2000 年政党、選挙及びレファレンダム法（Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c.41): PPERA）」によって設立された独立機関であり、選挙を監督し、政治資金を規制する³³。選挙委員会が担う主な役割は、選挙やレファレンダムの管理、政党等の登録、法令遵守の支援、政治資金データの公開、PPERA の執行等多岐にわたる³⁴。本稿では、このうち政治資金の規制に関するものを中心に紹介する³⁵。

1 構成

選挙委員会は、下院に承認され、国王に任命された 9 名又は 10 名の委員で構成される³⁶。委員の任期は 10 年を超えない範囲内で定められた期間とされ、再任が可能である³⁷。

委員の選任については、「議長委員会（The Speaker's Committee）」が監督する。議長委員会は委員候補を審査して下院に勧告するほか、任期満了を迎えた委員の再任についての決定権も有している³⁸。

委員の内訳について、3 名はスコットランド、ウェールズ及び北アイルランドを代表する者から 1 名ずつ置かれることとなっている。また、政党から推薦された「指名委員（nominated commissioners）」が 4 名おり、下院の議席数の多い 3 党が各 1 名を、その他の政党が残りの 1 名を指名する³⁹。

³² “Audit Division.” FEC website <<https://www.fec.gov/about/leadership-and-structure/fec-offices/compliance-offices/#audit-division>>

³³ “About us.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us>>

³⁴ “Our role and responsibilities.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us/our-role-and-responsibilities>>; “Our role as a regulator.” *ibid.* <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us/our-role-and-responsibilities/our-role-a-regulator>>

³⁵ 以下、木村志穂「英国の政治資金制度」『レファレンス』731 号, 2011.12, pp.199-214. <<https://doi.org/10.11501/3196939>> を参照した。また、イギリスにおける政治資金に関する近年の当館刊行物として、南亮一「英国における政治献金への規制をめぐる動向—外国からの献金に対する規制を中心に—」『レファレンス』901 号, 2026.1, pp.3-32. <<https://doi.org/10.11501/14620754>> がある。本稿では主にグレート・ブリテン（イングランド、ウェールズ及びスコットランド）の制度について紹介する（北アイルランドは制度が異なる場合がある。）。また、司法機関の表記はイングランド及びウェールズのものである。

³⁶ 2026 年 7 月 15 日現在は 10 名。“Our Commissioners.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us/our-commissioners-and-teams/our-commissioners>> 現在の委員は、経験豊富な元公務員、元政治家、デジタル技術者、弁護士、大学名誉教授等、様々な経歴を有するメンバーで構成されている。

³⁷ PPERA, ss.1, 3.

³⁸ PPERA, ss.2, 3; “Speaker’s Committee.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us/how-we-make-decisions/speakers-committee>> 議長委員会は PPERA に基づき、下院に設置された法定機関である。下院議長が委員長を務め、その他 9 名の委員で構成される（その内 5 名は大臣ではない下院議員）。Speaker’s Committee on the Electoral Commission, “Fourth Report of 2025: Work of the Committee in 2024–25,” 2025.6.4, p.1. UK Parliament website <<https://committees.parliament.uk/publications/48143/documents/252175/default/>>

³⁹ PPERA, s.3(3); “Selecting our Commissioners.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us/our-commissioners-and-teams/selecting-our-commissioners>> ①党員、②党職員、③特定の公職者（下院議員等）、④過去 5 年間に②③の職にあった者、⑤過去 5 年間に政治献金を行った者、は委員になることができない（PPERA, s.3(4)）。選挙委員会が設立された当初は、委員構成が党派的にならないよう、④⑤の制限期間は過去「10

選挙委員会は意思決定機関であり、その補佐役として⁴⁰、①政治資金の報告や公表の管理、法令遵守の支援や PPERA の執行を担当する選挙管理及び規制 (Electoral Administration and Regulation) 局、②コミュニケーション (Communications) 局、③政策及び研究 (Policy and Research) 局、④選挙委員会の財務や、経営・企画の支援等を担当するコーポレート (Corporate Services) 局並びに⑤北アイルランド、スコットランド及びウェールズの政府及び議会との関係構築と、法的な助言・支援の提供を担う分権政府及び法務 (Devolution and Law) 局が置かれている⁴¹。

2024/25 年度の選挙委員会事務局の職員数は 273 人⁴²で、同年度の歳出額は 4104 万 8000 ポンド⁴³ (87 億 4322 万円) である。ただし、職員数及び歳出額は選挙委員会全体についてのものであり、政治資金分野に限定した数字は不明である。

2 権限

選挙委員会は、民主制のプロセスに対する国民の信頼を高め、その健全性を保護することを使命としている⁴⁴。その任務のうち、政治資金の規制に関するものは、次の三つに大別される。なお、選挙委員会が規制対象とするのは、政党、選挙の候補者、第三者⁴⁵等⁴⁶である。

(1) 政治資金データの公開

選挙委員会は、政党及び第三者が報告したデータ、主要な選挙後の候補者の支出を公開する⁴⁷。政党が毎年提出する年次会計報告書⁴⁸、四半期ごとに提出する寄附報告書及び借用報告書、選挙ごとに提出する選挙運動費用支出報告書並びに第三者が選挙ごとに提出する寄附報告書及び選挙運動費用支出報告書等のデータは政治資金オンラインデータベースに登録され、条件を

年間」であった。しかし、10 年間という長期間の制約では、政治に関する知識や経験を有する人材の登用に難渋することとなったため、2009 年に法改正が行われ、政治活動の制限期間が過去「5 年間」に短縮された。ただし、この 5 年間の制限は指名委員には適用されない。木村 前掲注(35), p.209.

⁴⁰ 木村 同上, p.209.

⁴¹ “Our Senior Leadership Team.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us/our-commissioners-and-teams/our-senior-leadership-team>> このほか、デジタルデータ・テクノロジーチーム、ビジネスサポートチーム及び施設管理チームで構成される、最高経営責任者部門 (The Chief Executive directorate) もある。

⁴² Electoral Commission, “Annual Report and Accounts 2024-25,” 2025, p.107. <<https://www.electoralcommission.org.uk/sites/default/files/2025-07/EC%20Annual%20Report%20and%20Accounts%202024-25.pdf>> 職員に対しても、政治活動の制限期間 (1 年間、事務局長のみ 5 年間) が設けられている。木村 前掲注(35), p.209.

⁴³ Electoral Commission, *ibid.*, p.114.

⁴⁴ “About us,” *op.cit.*(33)

⁴⁵ 「第三者」 (third party) とは、「登録政党ではない個人又は団体」のことである (PPERA, s.85(8))。選挙委員会はこの「第三者」について「無党派の選挙運動員」 (non-party campaigners) と呼び、「自ら候補者を擁立することなく、政党若しくは候補者を支持し、若しくは反対するキャンペーン又は選挙に関する争点についてのキャンペーンを行う、登録政党ではない個人又は団体」と説明する。“What is a non-party campaigner?” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/non-party-campaigners-uk-parliamentary-general-elections/what-a-non-party-campaigner>> 一定額を超える支出を行う第三者は、選挙委員会に登録し、報告書を提出する義務を負う。木村 前掲注(35), p.201.

⁴⁶ 政党の個々の党员等も規制対象であるが、本稿では政党、候補者及び第三者に対する規制を中心に紹介する。“Our enforcement work.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work>>

⁴⁷ “Financial reporting.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting>>

⁴⁸ PPERA, s.45; “Annual accounts.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting/annual-accounts>>

指定して検索することができる⁴⁹。

さらに、政党の寄附報告書及び借入報告書、政党と第三者の選挙運動費用支出報告書については、選挙委員会のウェブサイトにおいても概要を図や表の形式で掲載している⁵⁰。

候補者の選挙運動費用支出報告書及び選挙準備期間の支出報告書は、選挙委員会ではなく、各選挙区の選挙管理官（Returning Officer）⁵¹に提出される。下院議員総選挙のような主要な選挙に関しては、選挙管理官が送付した報告書のコピーを基に、選挙委員会のウェブサイトデータで公開している⁵²。

（2）法令遵守の支援

規則の制定⁵³や政治資金制度に関する情報の提供等を指す。選挙委員会は総選挙に先立ち、法改正を反映した最新のガイダンスを公表するなどして、高い水準の法令遵守を確保することで、後述する PPERA 執行の措置を講じなくても済むようにしている⁵⁴。

（3）PPERA の執行

選挙委員会は、具体的には①監督、②調査、③制裁等の権限を有する。PPERA は、同法に違反している可能性のある行為について、②・③の権限の行使に関するガイダンスを作成し、公表することを選挙委員会に義務付けている⁵⁵ため、選挙委員会は PPERA 執行の方針をウェブサイトに掲載している⁵⁶。

（i）監督

選挙委員会は、PPERA 違反を疑うに足りる合理的な根拠がなく、かつ調査を行っていない場合、PPERA の規制対象者の法令遵守状況を監視する権限を有する。権限行使の一環として、当

⁴⁹ “Political Finance Online.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting/political-finance-online>> 政党の選挙運動費用支出報告書に添付される請求書等も、スキャナで読み取った上で掲載している。なお、公開に当たっては、個人の寄附者の住所や請求書等の署名を隠す等の処理が施される。

⁵⁰ “Donations accepted.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting/donations-and-loans/view-donations-and-loans/donations-accepted>>; “Borrowing.” *ibid.* <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting/donations-and-loans/view-donations-and-loans/borrowing>> 一例として、“Report on campaign spending at the 2024 UK Parliamentary general election.” *ibid.* <<https://www.electoralcommission.org.uk/research-reports-and-data/our-reports-and-data-past-elections-and-referendums/report-campaign-spending-2024-uk-parliamentary-general-election>> その他、2001 年以降の政党への公的助成について、四半期ごとに検索可能な形で公開している。“Public funds.” *ibid.* <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting/donations-and-loans/view-donations-and-loans/public-funds>>

⁵¹ 選挙の告示、投票所の設置、投票の確認と集計、結果の告示等を担い、選挙の実施について責任を負う者のこと。“(Acting) Returning Officer - role and responsibilities.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/guidance-acting-returning-officers-administering-a-uk-parliamentary-election-great-britain/returning-officer-and-acting-returning-officer/acting-returning-officer-role-and-responsibilities>>

⁵² “Campaign spending: Candidates.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting/campaign-spending-candidates>> なお、下院議員総選挙における候補者の支出に関しては、データが整理されて表やグラフの形式で選挙委員会のウェブサイトに掲載される。“Report on campaign spending at the 2024 UK Parliamentary general election,” *op.cit.*(50)

⁵³ “Our power to make Regulations.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us/our-role-and-responsibilities/our-power-make-regulations>>

⁵⁴ “Our role as a regulator,” *op.cit.*(34); Electoral Commission, *op.cit.*(42), p.20.

⁵⁵ PPERA, ss.146, 147, Sch.19B, para.14, Sch.19C, para.25.

⁵⁶ “Enforcement Policy.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work/enforcement-policy>> 以下の説明は当該資料に基づいている。

該対象者から情報を入手し、又は対象者が使用する施設を訪問する場合がある⁵⁷。

この情報の入手や施設への立入りは、必要に応じて、任意の協力に基づき、事前に通知した上で行われる。その一方で、選挙委員会は「開示通告 (disclosure notice)」⁵⁸を発出する権限を有している。開示通告は、規制対象者の法令遵守状況を特定の期間内に確実に確認する必要がある場合、公益上の問題がある場合、前述の任意の協力が得られない場合等に発出されることがあり、収支に関する文書の提出又は情報提供若しくは説明を求めるものである。

さらに、情報提供や施設への立入りの求めを不当に拒否された場合、選挙委員会は当該文書が保管されている施設への立入検査を許可する「立入検査令状 (inspection warrant)」⁵⁹を発出するよう、治安判事 (justice of the peace)⁶⁰に請求することができる。規制対象者が正当な理由なく開示通告及び立入検査令状に従わない場合、執行を故意に妨害する場合、通告及び令状に従うと称し、故意又は過失により虚偽の情報を提供する場合は、犯罪となる⁶¹。

(ii) 調査

選挙委員会は、PPERA が定める罪を犯したこと又は PPERA により若しくは PPERA の規定に基づいて課される規制その他の要件に違反したことを疑うに足りる合理的な根拠を有する場合⁶²、関連する文書又は情報を保有する全ての人物及び組織（以下「調査対象者」という。）に対し、調査を行うことができる。また選挙委員会は、調査対象者に対し「調査通告 (investigation notice)」を発出し、合理的に必要となる文書の提出又は情報提供若しくは説明を求める権限を有している⁶³。

調査対象者が調査通告に従わない場合は、高等法院 (High Court)⁶⁴に「開示命令 (disclosure order)」の発出を申し立てることで、調査通告の履行を求めることができる⁶⁵。また、調査対象者に対し、指定された日時及び場所に出頭し、疑わしい犯罪又は違反の調査に関連していると調査担当者が合理的に考える、あらゆる質問に回答するよう要求することも認められている⁶⁶。調査対象者が正当な理由なく調査通告及び開示命令に従わない場合、前述の出頭義務又は質問への回答義務を果たさない場合、執行を故意に妨害する場合、通告及び命令又は出頭義務に従

⁵⁷ “Our supervisory powers.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work/enforcement-policy#our-supervisory-powers>>

⁵⁸ PPERA, Sch.19B, para.1.

⁵⁹ PPERA, Sch.19B, para.2. ただし、令状を取得できるのは、規制対象者の収支に関する文書が当該施設内に存在すると信じるに足る合理的な根拠があり、かつ監督権限の行使のために当該文書を検査する必要がある場合に限られる（調査権限の行使のために情報を求める権限は別途存在する。）。

⁶⁰ 非法律家から任命されるパート・タイムの裁判官で、軽微な事件の処理に当たる。田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.488.

⁶¹ PPERA, Sch.19B, para.13; “Our supervisory powers,” *op.cit.*(57)

⁶² 法令違反の疑いが発覚する契機としては、①報告書等の未提出、また提出された報告書等における法令違反の可能性の発覚、②メディア報道、③選挙委員会への申立て、等がある（木村 前掲注(35), p.210.）。なお、選挙の候補者の政治資金等に関する懸念については、選挙委員会では措置を講ずることができないため、警察に通報することとされている。“Concerns we don't handle.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work/raise-a-concern-about-political-finance#concerns-we-dont-handle>>

⁶³ PPERA, Sch.19B, para.3; “Our investigatory powers.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work/enforcement-policy#our-investigatory-powers>> 2020年4月以降の調査の概要、詳細な若しくは複雑な調査又は公共の利益に重大な問題を含む調査の事例は、“Investigations.” *ibid.* <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work/investigations>> において確認できる。

⁶⁴ 第一審の一般的管轄権をもつ通常裁判所。田中編集代表 前掲注(60), p.408.

⁶⁵ PPERA, Sch.19B, para.4, 5.

⁶⁶ PPERA, Sch.19B, para.3(4)(5).

うと称し、故意又は過失により虚偽の情報を提供する場合は、犯罪となる⁶⁷。

(iii) 制裁

従来、PPERA 違反に対して科す制裁の多くは刑事罰であったため、選挙委員会ができることは、警察又は訴追機関に送致するか否かを決定することに限定されていたが、2009 年の法改正及び翌年の規則の施行⁶⁸により、違反の態様等に応じて様々な制裁を加えることができるようになった⁶⁹。例えば、報告書等の提出の遅滞、未提出、不記載などの違反に対し、200 ポンド（4 万 2600 円）の制裁金（定額制裁金（fixed monetary penalties）⁷⁰）を科すことができる。また、変動型の制裁金（variable monetary penalties）⁷¹という、違反の性質に応じて算出される最高 20,000 ポンド（426 万円）の制裁金もある。

制裁金のほかに、法令に違反した規制対象者に対し、違反の継続又は再発を防ぐために講じるべき措置を通告する「法令遵守通告（compliance notices）」を、又は法令違反がなかった場合の状態に可能な限り回復させるために必要な措置を通告する「原状回復通告（restoration notices）」を発出することもできる⁷²。変動型の制裁金、法令遵守通告及び原状回復通告は単独で、又は変動型の制裁金と通告とを組み合わせ適用することが可能である⁷³。また、犯罪若しくは PPERA 違反の可能性が高い、又は政党の収支に関する PPERA の制度に対する国民の信頼を著しく損なう若しくは著しく損なう重大なリスクをもたらす、と選挙委員会が合理的に確信した場合、規制対象者に当該行為を停止するよう命じる「差止通告（stop notices）」⁷⁴を発出することができる。

なお、2010 年の規則の施行前から科すことができた制裁に「没収」がある⁷⁵。PPERA で認められていない者からの寄附を受領後 30 日以内に返還しなかった場合、選挙委員会は制裁を科すこと又は寄附金の没収を裁判所に申し立てることができる⁷⁶。

監督・調査権限の行使及び制裁の執行状況については、選挙委員会のウェブサイトにおいて公表されている⁷⁷。

⁶⁷ PPERA, Sch.19B, para.13; “Our investigatory powers,” *op.cit.*(63) 調査の詳細なプロセス等については、“How investigations work.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work/investigations/how-investigations-work>> を参照。

⁶⁸ Political Parties and Elections Act 2009(c.12); The Political Parties, Elections and Referendums (Civil Sanctions) Order 2010 (2010 No.2860). (hereinafter cited as 2010 Order).

⁶⁹ 木村 前掲注(35), p.210; PPERA, Sch.19C. ただし、PPERA が規定する違反行為は幅広いため、上述した候補者の政治資金のように、選挙委員会が調査し、又は制裁を科すことができない違反も一部存在する。一方、警察は全ての違反行為を捜査することができるため、制裁を科す権限を有していない場合、又は違反が重大であって十分な制裁を科すことができない場合、選挙委員会は警察に通報することがある。“How investigations work,” *op.cit.*(67); “Our enforcement work,” *op.cit.*(46)

⁷⁰ PPERA, Sch.19C, part 1; 2010 Order, a.4, Sch.1, part 1, Sch.2, part 1; “The civil sanctions available to the Commission.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work/enforcement-policy#the-civil-sanctions-available-to-the-commission>>

⁷¹ PPERA, Sch.19C, part 2; 2010 Order, Sch.1, part 2, para.5; “The civil sanctions available to the Commission,” *ibid.* 定額の制裁金が適用される違反よりも重い違反、違反が繰り返された場合等に適用される。木村 前掲注(35), p.211.

⁷² “The civil sanctions available to the Commission,” *ibid.*

⁷³ *ibid.*; PPERA, Sch.19C, part 2; 2010 Order, Sch.1, part2.

⁷⁴ PPERA, Sch.19C, part 3; 2010 Order, Sch.1, part3; “Other powers.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/our-enforcement-work/enforcement-policy#other-powers>> 通告に従わない場合は犯罪となり、罰則が科される。

⁷⁵ 木村 前掲注(35), p.210.

⁷⁶ PPERA, s.58; “Other powers,” *op.cit.*(74)

⁷⁷ 例えば、“Powers and sanctions report.” Electoral Commission website <<https://www.electoralcommission.org.uk/about-us/our-plans-priorities-and-spending/annual-report-and-accounts-2023/24/powers-and-sanctions-report>> 等。

III フランス

フランスにおける政治資金監督機関は、「選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会 (Commission Nationale des Comptes de Campagne et des Financements Politiques: CNCCFP)」である。CNCCFP は、「選挙運動費用の制限及び政治資金の透明性に関する 1990 年 1 月 15 日の法律第 90-55 号 (Loi n° 90-55 du 15 janvier 1990 relative à la limitation des dépenses électorales et à la clarification du financement des activités politiques)」によって設立された、常設の独立行政機関である⁷⁸。

1 構成

CNCCFP は、コンセイユ・デタ (Conseil d'État)⁷⁹副長官、破毀院 (Cour de cassation)⁸⁰長官又は会計検査院 (Cour des comptes)⁸¹長官に推薦され、首相に任命された 9 名の委員で構成される。委員の任期は 5 年で、再任は一度のみ可能である。また、大統領により常勤の委員長が任命される⁸²。

委員の内訳については、コンセイユ・デタ、破毀院及び会計検査院の構成員又は元構成員が 3 名ずつとなっている⁸³。また、男女均等を遵守しなければならない、男女比は 5 対 4 又は 4 対 5 とした上で、任期ごとに交代している⁸⁴。

委員会の運営を確保するため、CNCCFP には国家行政官⁸⁵がトップを務める事務局が委員長によって設置されている。事務局は監査・法務部門 (service du contrôle et des affaires juridiques)⁸⁶、総務部門 (service de l'administration générale)⁸⁷、情報システム・セキュリティ部門 (service des

⁷⁸ “La Commission.” CNCCFP website <<https://cnccfp.fr/a-propos/la-commission/>> なお、同法のうち CNCCFP に関する部分は「選挙法典」(Code électoral)に編入されており、当該条項については、安藤英梨香「フランスにおける選挙運動費用及び政治資金の規制—政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017 年 3 月 6 日の法律第 2017-286 号—」『外国の立法』No.275, 2018.3, pp.18-40. <<https://doi.org/10.11501/11052070>> に抄訳が収載されている。

⁷⁹ 政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.112.

⁸⁰ 民事及び刑事の上告事件を管轄する最高司法裁判機関。同上, p.132.

⁸¹ 公的資金の使途を検査し、不正使用を処罰する責任を負う、最高監査機関。“Nous découvrir.” Cour des comptes website <<https://www.ccomptes.fr/fr/cour-des-comptes/nous-decouvrir>>

⁸² 選挙法典 L. 第 52-14 条; 玉井亮子「第 7 章 フランス大統領選挙における選挙管理—公正性をいかに確保しているのか—」大西裕編著『選挙ガバナンスの実態 世界編—その多様性と「民主主義の質」への影響—』ミネルヴァ書房, 2017, p.184.

⁸³ 選挙法典 L. 第 52-14 条; “Le Collège.” CNCCFP website <<https://cnccfp.fr/a-propos/le-college/>>

⁸⁴ 2020 年から 2025 年までの任期については女性 5 名、男性 4 名で、2025 年から 2030 年までの任期については男性 5 名、女性 4 名。CNCCFP, “Rapport d'activité 2024,” 2025.6, p.8. <https://cnccfp.fr/wp-content/uploads/2025/07/cnccfp-rapport_d_activite_2024-1.pdf> 委員に欠員が生じた場合は、前任者と同性の者が新たに任命される (選挙法典 L. 第 52-14 条)。

⁸⁵ 国家公務員制度における上級管理職。“Être administrateur de l'État.” Ministère de l'Éducation nationale website <<https://www.education.gouv.fr/etre-administrateur-de-l-etat-9653>>

⁸⁶ 選挙の会計監査を担当する選挙ユニットと、政党ユニットから成る。監査任務の遂行のため、委員長に任命された 200 名の外部協力者から成る報告者ネットワークを活用しており、報告者は収支報告書の一次審査に従事する。

⁸⁷ 人事管理、予算・会計管理、公共調達といった日常業務を行う。また、委員長又は事務局長の要請があった際は、部門横断的な業務も担当する。

systèmes d'information et de la sécurité)⁸⁸及びコミュニケーション部門 (service communication)⁸⁹の4部門と委員長官房 (Cabinet de la présidence)⁹⁰で構成されている⁹¹。

2026年7月15日時点でのCNCCFP事務局の常勤職員数は47人⁹²で、2024年の予算は870万ユーロ (16億950万円) である⁹³。

2 権限

CNCCFPは、フランスにおける政治資金の適法性、透明性及び公正性が保たれるよう監視するという使命を達成するために設立された⁹⁴。CNCCFPの任務は、①候補者の選挙運動費用を監査することと、②政党・政治団体が会計帳簿を記録する義務を遵守しているか確認することである⁹⁵。

(1) 候補者の選挙運動費用の監査

CNCCFPは、選挙の終了後に候補者が提出する選挙運動費用収支報告書を受理して詳細な監査を行い、報告書を承認し、又は対審手続⁹⁶を経て却下⁹⁷し、若しくは訂正することができる⁹⁸。また、監査の結果を基に、候補者への選挙運動費用の償還額を決定する⁹⁹。

CNCCFPは、報告書が所定の締切日までに提出されなかったことを確認した場合、報告書が却下された場合又は報告書の訂正後に選挙運動費用支出限度額の超過が明らかになった場合、選挙に係る裁判官に申立てを行う¹⁰⁰。その他の法令違反が発覚した場合、CNCCFPは書類を検

⁸⁸ CNCCFPの監査活動を制御・管理するためのツールのIT開発を担当するほか、CNCCFPの情報システムが適切に運用されているか注視している。

⁸⁹ CNCCFPの組織、報道、デジタル等に関する総合的な戦略を策定・実行する。このほか、データを確実に保護し、行政文書へのアクセスを所管する。

⁹⁰ 委員長の職務遂行及び委員会の組織運営の調整を補佐する。

⁹¹ “Les services de la Commission.” CNCCFP website <<https://cnccfp.fr/a-propos/les-services-de-la-commission/>>

⁹² *ibid.* 司法省や財務省、内務省からの出向者が多いという。玉井 前掲注(82), pp.184, 197.

⁹³ CNCCFP, *op.cit.*(84), p.15.

⁹⁴ “35 ans au service de la transparence: la CNCCFP, un pilier de la démocratie depuis le 19 juin 1990.” CNCCFP website <<https://cnccfp.fr/35-ans-au-service-de-la-transparence-la-cnccfp-un-pilier-de-la-democratie-depuis-le-19-juin-1990/>>

⁹⁵ “À propos.” CNCCFP website <<https://cnccfp.fr/a-propos/>>

⁹⁶ 全ての利害関係人を対立関係人として行い、審理。山口編 前掲注(79), p.122. 候補者側が主張を展開できるよう、書面により行われる。“Élections.” CNCCFP website <<https://cnccfp.fr/elections/>>

⁹⁷ 重大な形式上の違反があった場合又は特に深刻な不正が発見された場合に却下される。“Élections,” *ibid.*

⁹⁸ 報告書の提出締切日から6か月が経過した場合、報告書は承認されたものとみなす (選挙法典 L. 第52-15条第3項)。2024年の国民議会選挙において、CNCCFPが監査した報告書は3,140件 (このうち35件は遅れて提出された (うち選挙運動費用の償還対象者は7人)。また420件は収支共に申告されなかった。) であり、報告書を提出しなかった候補者は57人 (このうち選挙運動費用の償還対象者は8人) であった (CNCCFP, *op.cit.*(84), pp.48-50.)。

⁹⁹ 選挙法典 L. 第52-15条。例えば小選挙区2回投票制で行われる下院議員選挙について、第1回投票において有効投票数の5%以上を得た候補者に対し、当該候補者が実際に負担した金額を限度として、選挙運動費用支出限度額の47.5%が国庫から償還される (選挙法典 L. 第52-11-1条)。報告書を却下するに至らない不正の場合は、調整の上償還額が減額される (“Élections,” *op.cit.*(96))。また、CNCCFPは選挙運動費用に該当する支出とそうでない支出を例示しているが、選挙運動に関連する支出であったとしても、CNCCFPが定める目的・日付・場所・身元に関する基準の全てを満たさない場合、償還が認められないことがある。CNCCFP, “Guide à l’usage des candidats aux élections et de leur mandataire: édition 2025-2026,” 2025.9.8, pp.41-43, 83. <https://cnccfp.fr/wp-content/uploads/2025/09/cnccfp-guide-candidat-mandataire_2025-2026.pdf>

¹⁰⁰ 選挙に係る裁判官は、当該候補者の被選挙権を最長3年間剥奪することができる (選挙法典 L. 第118-3条)。また、選挙運動費用支出限度額の超過が発覚した場合、CNCCFPは候補者が国庫に納付しなければならない総額を決定する (選挙法典 L. 第52-15条)。

事局 (parquet) に送致する¹⁰¹。

提出された選挙運動費用収支報告書は、自動処理システムにより容易に2次利用及び活用が可能なオープンスタンダードの形式で CNCCFP ウェブサイトに掲載されるとともに、官報に公示される¹⁰²。

(2) 政党・政治団体が会計帳簿を記録する義務を遵守しているかの確認

CNCCFP は、会計年度の翌年の上半期に、政党・政治団体が提出する収支報告書をウェブサイトで公表¹⁰³し、官報に公示する。政党・政治団体が会計帳簿を記録する義務を遵守していなかった場合、CNCCFP はその翌年から最長3年間、当該政党・政治団体から国庫補助受領資格並びに寄附及び党費収入に係る税制上の優遇措置を剥奪することができる¹⁰⁴。税務当局から要請があった場合、CNCCFP は税制上の優遇措置を受けるための証明書類の真正性を確認し、政治資金に関する犯罪を通報する¹⁰⁵。

なお CNCCFP は、必要に応じて、監査の任務を適切に遂行するために必要となる全ての会計書類及び証明書類の提出を政党・政治団体に要求することができる¹⁰⁶。ただし、フランスの憲法及び法律は政党・政治団体の支出について特に制約を課していないため、CNCCFP も政党・政治団体の支出について監査する権限は有していない。CNCCFP の役割は、会計基準との調和と、政党が調達を認められている資金の適法性の確保に限定されている¹⁰⁷。

おわりに

アメリカの FEC、イギリスの選挙委員会、そしてフランスの CNCCFP は、政治資金の収支に関する報告書を公表するほか、監査の実施、制裁の執行といった権限を行使している。特に、報告書の公表はいずれの機関もウェブサイトに掲載する形で行っており、検索、分析等を容易

¹⁰¹ 選挙法典 L. 第 52-15 条。検事局は社会の利益のために法律の適用を求め、刑事訴訟手続を行うために介入する裁判官の組織のこと。“Les magistrats du parquet.” Ministère de la Justice website <<https://www.justice.gouv.fr/justice-france/acteurs-justice/magistrats/magistrats-du-parquet>> また CNCCFP は、任務の遂行に必要となる捜査を司法警察職員に要請することができる (選挙法典 L. 第 52-14 条)。

¹⁰² 選挙法典 L. 第 52-12 条。例えば、“Elections législatives générales des 30 juin et 7 juillet 2024.” data.gouv.fr website <<https://www.data.gouv.fr/datasets/elections-legislatives-generales-des-30-juin-et-7-juillet-2024/>> なお、候補者は寄附者の名簿と寄附金額を CNCCFP に提出しなければならないが (同法典 L. 第 52-10 条)、同法典 L. 第 52-12 条で定める CNCCFP による公開と官報への公示の対象とはなっていない。

¹⁰³ 例えば、“Comptes 2024 des partis politiques - publication.” CNCCFP website <https://liste.cnccfp.fr/publications/comptes_partis_2024.html> 選挙運動費用収支報告書と同様 (“Commission Nationale des Comptes de Campagne et des Financements Politiques (CNCCFP).” data.gouv.fr website <<https://www.data.gouv.fr/organizations/commission-nationale-des-comptes-de-campagne-et-des-financements-politiques-cnccfp/datasets/>>)、データセットとしても公表されている。“Comptes des partis et groupements politiques.” *ibid.* <<https://www.data.gouv.fr/datasets/comptes-des-partis-et-groupements-politiques/>> なお、政党及び政治団体も、寄附者の名簿と寄附金額を CNCCFP に提出しなければならないが (「政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号」 (Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000321646>> 以下「法律第 88-227 号」という。)) 第 11-4 条)、同法第 11-7 条で定める CNCCFP による公開と官報への公示の対象とはなっていない。

¹⁰⁴ 法律第 88-227 号第 11-7 条。なお、収支報告書の提出を怠った政党・政治団体の代表者には、3 年以下の拘禁刑及び 45,000 ユーロ (832 万 5000 円) 以下の罰金が科せられる (同法第 11-9 条)。

¹⁰⁵ “Partis politiques.” CNCCFP website <<https://cnccfp.fr/partis-politiques/>>

¹⁰⁶ 法律第 88-227 号第 11-7 条。要求された文書を提出しなかった場合、1 年以下の拘禁刑及び 15,000 ユーロ (277 万 5000 円) 以下の罰金が科せられる (法律第 88-227 号第 11-9 条)。また CNCCFP は、監査任務の遂行の支援を受けるための専門家を起用することができる (選挙法典 L. 第 52-14 条)。

¹⁰⁷ CNCCFP, “Plaquette de présentation,” p.[10]. <<https://cnccfp.fr/wp-content/uploads/2025/01/cnccfp-presentation-fr-2025.pdf>>

に行えることから、高く評価されてきた¹⁰⁸。しかし、監督・規制機関の設置又は根拠法の制定当初から、情報の開示が不十分であるという指摘もなされていた¹⁰⁹。その一方で、特にアメリカでは多くの個人情報公開されていて、個人献金者のプライバシー及び安全に対するリスクが懸念される¹¹⁰。

組織構成に関しては、否定的な評価が更に多い。委員が度々4名を下回って機能不全に陥るFECに対しては、廃止すべきであるという主張さえ見られる¹¹¹。選挙委員会については、偏向的で非効率的な組織であるという声もある¹¹²。CNCCFPについては、業務量の増加に見合うだけの人材が確保できていない、任務の達成に時間を要しすぎている、といった指摘がなされている¹¹³。政治資金の監督・規制機関がその使命を全うするには、人材や予算の適切な確保も重要であろう。

本稿で取り上げた政治資金の監督・規制機関の制度設計や現状を踏まえ、今後「政治資金監視委員会」の設置に向けて、どのような検討がなされるのかが注目される。

¹⁰⁸ Bob Lannon, “OpenFEC makes campaign finance data more accessible with new API: Here’s how to get started,” 2015.7.8. Sunlight Foundation website <<https://sunlightfoundation.com/2015/07/08/openfec-makes-campaign-finance-data-more-accessible-with-new-api-heres-how-to-get-started/>>

¹⁰⁹ アメリカについてはJennifer A. Heerwig, “Diagnosing Disclosure: A Social Scientific Perspective on Campaign Finance Disclosure,” *Yale Law & Policy Review Inter Alia*, 2016.4.3. <https://yalelawandpolicy.org/sites/default/files/1A/heerwig_interalia_produced.pdf>, イギリスについてはSam Power et al., “Public understanding of Electoral Spending: Evaluating UK Transparency Mechanisms,” *Representation*, vol.60 no.2, April 2024. <<https://doi.org/10.1080/00344893.2023.2207170>>, フランスについてはEric Phélippeau, “The Limits of Transparency: Money in French Politics,” 13 October 2020. La Vie des Idées website <<https://lavedesidees.fr/The-Limits-of-Transparency>>

¹¹⁰ Ian Vandewalker, “A Better Balance for Campaign Finance Disclosure: FEC Reforms to Improve Transparency,” *Brennan Center for Justice*, June 2026. <https://www.brennancenter.org/media/15728/download/2026_05_fec-disclosure_insight_final.pdf?inline=1>

¹¹¹ “Eliminating the FEC: The Best Hope for Campaign Finance Regulation?” *Harvard Law Review*, vol.131 no.5, 2018.3, pp.1421-1442. <<https://harvardlawreview.org/print/vol-131/eliminating-the-fec-the-best-hope-for-campaign-finance-regulation>> 現状を打開しようと、FECを5名の委員（同一政党を代表する委員は2名まで）で構成される機関に改組する法案が連邦下院に提出されたものの、審議の対象とはならなかった（H.R.5439 - Federal Election Administration Act of 2016. <<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/5439/text>>）。委員のうち1名は、超党派の者を任命するとされていた。“Federal Election Commission Must Be Restructured,” April 14, 2016. League of Women Voters website <<https://www.lwv.org/newsroom/press-releases/federal-election-commission-must-be-restructured>>

¹¹² The Committee on Standards in Public Life, “Regulating Election Finance,” July 2021, pp.40-41. <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60e460b1d3bf7f56801f3bf6/CSPL_Regulating_Election_Finance_Review_Final_Web.pdf>

¹¹³ “Rapport d’Information n° 347 (2019-2020) au nom de la commission des finances (1) sur les crédits consacrés au financement de la vie politique et le rôle de la commission nationale de contrôle des comptes de campagne et des financements politiques, par M. Jacques Genest,” 2020.2.26, pp.159-166, 172-173. Sénat website <<https://www.senat.fr/rap/r19-347/r19-3471.pdf>>